2　サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十人」を「十一人」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

附則第五条第一項中「二人は、平成二十八年三月三十一日」を「一人は、平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十一号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七　課徴金の徴収に関すること。

二十八　消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

第六条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第十二条第二号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十二号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎